高知県畜産物販路拡大事業費補助金交付要綱　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　案 | 現　　　　　行 |
| （略）第５条　知事は、前条第１項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。　（１）～（10）　（略）　（11）県税の滞納があるとき。第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実　　　　　　　　　施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。　（１）～（６）　（略）　（７）補助事業の実施に当たっては、第５条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としない等県の取扱いに準じて行わなければならないこと。　（以下略）　（略）附則１　この要綱は、平成27年４月22日から施行する。２ この要綱は、平成31年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第４号から第６号まで、第９条、第10条第３項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則この要綱は、平成28年４月１日から施行する。附則この要綱は、平成29年４月１日から施行する。附則この要綱は、平成30年４月１日から施行する。 | （略）第５条　知事は、前条第１項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。　（１）～（10）　（略）　[新設]第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。　（１）～（６）　（略）　（７）補助事業の実施に当たっては、第５条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。　（以下略）　（略）附則１　この要綱は、平成27年４月22日から施行する。２ この要綱は、平成30年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第４号から第６号まで、第９条、第10条第３項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則この要綱は、平成28年４月１日から施行する。附則この要綱は、平成29年４月１日から施行する。　[新設] |